

静岡県告示第312号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

平成29年3月31日

静岡県知事 川勝平太

1 区域の名称

東組B 急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の表示

次に掲げる標柱により表示された土地

郡市	区町	大字	字	地番
菊川市		下平川	向側	4565-1 1号
			〃	4549 2号
			八幡谷	4581-1 3号
			向側	4554 4号
			白貞	4087-5 5号
			〃	4087-4 6号
			〃	4087-1 7号
			〃	4087-1 8号
			〃	4087-1 9号
			〃	4100-7 10号
			〃	4094-1 11号
			向側	4557-3 12号
			〃	4559-1 13号
			〃	4556-1 14号
			〃	4552-1 15号